

(電子メール施行)
教体第1678号
令和4年1月25日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

「まん延防止等重点措置」が適用されることを踏まえた学校内での感染防止対策の強化について

新型コロナウイルス感染が再拡大しており、県内に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」が、再び適用されることとなりました。

については、引き続き「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、学校内での感染者数が大幅に拡大することを防止する観点から、まん延防止等重点措置終了までの期間、別添「学校内での感染防止対策の強化」のとおり教育活動を制限することとします。

なお、各家庭における感染防止対策の徹底についても、引き続き注意喚起願います。

令和4年1月25日
教育委員会

学校内での感染防止対策の強化

(令和4年1月18日～まん延防止等重点措置終了まで) (抄出)

1 考え方

「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、感染の拡大を防ぐため、

① 接触機会を減らす

特に、最終学年は進路への影響を考慮し、他学年との接触を極力行わないよう留意する

② マスクを外す活動を制限する

特に、感染リスクが高いとされている活動は行わない

上記の観点から対策を強化

2 教育活動

- ・ 県外での活動は行わない

なお、既に計画済の行事については、感染防止対策を徹底する

- ・ 保護者等を学校内に招く行事(※進路指導は除外)は行わない

(学校外の施設を利用する場合の保護者参加の可否は学校の判断とする)

必要ならオンラインも検討

- ・ 既に計画済の修学旅行は、行き先の状況で実施の可否を判断

(行き先で感染が発生した場合の対応を十分確認のうえ実施すること)

3 部活動

- ・ 活動は、公式試合関連を除き、県外での活動を行わない

- ・ 練習試合・合同練習・合宿は県内外を問わず、行わない

(公式試合に向けた県内での練習試合は可)

- ・ 3年生は、他の3年生への感染拡大を防止するため、公式試合関連を除き、参加を禁止